旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行うので，旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第２項の規定により公表します。

令和７年３月２５日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

⑴　契約の名称　令和７年度資源ごみ回収拠点運営業務Ｅ

⑵　契約の概要

ア　業務内容

「使用済小型家電」「古紙」「布類」「リターナブルびん」「プラスチック製品」「傘」「金属」の回収拠点を運営するとともに，回収物の選別及び解体等を行う。

イ　履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村３番地の５
旭川市環境部クリーンセンター
電話　０１６６－３６－２２１３

２　契約の相手方の選定基準

⑴　障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設（事業所）を設置する法人であること。

⑵　地域バランスを考慮し，設置場所が東鷹栖・末広・旭星・北星・近文方面にあること。

⑶　選定する法人の履行場所は，資源物の回収拠点として広く市民に認識されており，廃止した場合市民の利便性を損ない，かつ，ごみの減量，資源化に影響を与える恐れがあること。

⑷　保管場所，作業場所及び作業に必要な工具，人員等を有しており，資源物の選別等の実績があること。

３　契約の相手方の決定方法

上記２を満たす，有限会社マーブリンク（履行場所　旭川アルム　旭川市東鷹栖３条２丁目６３６－２４１）から見積書を徴取し，その見積金額が予定価格内の場合，契約を締結する。

４　その他

支払い方法は，翌月払いとする。